

技術提案評価型(S I 型)の実施方針案について

品確法改正を踏まえた新たな入札契約方式

- ☑総合評価落札方式のうち、現行の技術提案評価型(S型)については、競争参加者の技術提案の中から優れた提案を採用し、工事品質の向上につなげることを目的としている
- ☑しかし、提案技術に要するコストも入札価格に含まれるため、CN、新技術などの、費用を要する発展的な提案がしづらく、仮設や工法の変更を伴う技術提案は認められていないため、品質向上、効率化、安全性、環境等に寄与する技術提案を行うことが難しい (※R6.6.25システム部会より)

令和6年6月に成立した改正品確法が改正され、
VFM(Value for Money)の考え方が記載

(基本理念)

第三条

- 12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

(発注者等の責務)

第七条 (略)

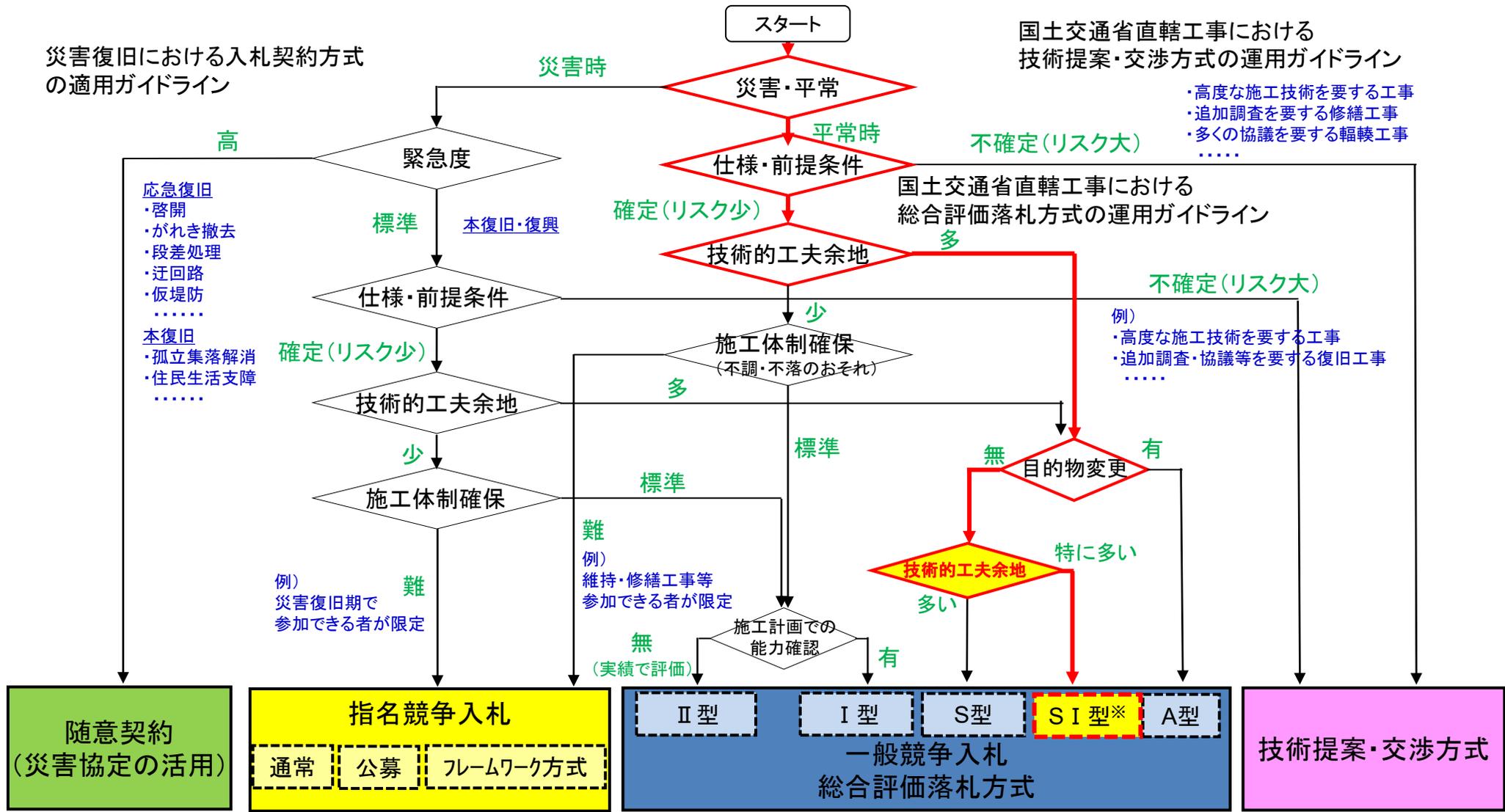
- 二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等(新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。)を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
- 六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

➡ VFM(Value for Money)の考え方に基づき、発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる**新たな入札契約方式(技術提案評価型(SI型))**を提案 1

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン

- ・高度な施工技術を要する工事
- ・追加調査を要する修繕工事
- ・多くの協議を要する輻輳工事
-



発注者が任意の特定の者を選定

通常:発注者が有資格者より競争参加者を指名
 公募:公募による審査を通過した者を指名
 フレームワーク方式:公募により選定した者に対し、所定期間内の複数の個別工事を発注

A型:目的物の変更を伴う技術提案を求める
 S型:目的物の変更を伴わない技術提案を求める

SI型:仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更や新技術の活用等により品質・環境・安全性等の更なる改善が期待できる場合に技術提案を求める

I型:企業・技術者能力を評価、施工計画の提出を求める
 II型:企業・技術者能力を中心に評価(施工計画の提出を求めない)

最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合には、契約の相手方とする

※軽微な目的物の変更を含む場合もある

S I 型の導入背景、制度概要

- 現行の技術提案評価型S型は、技術点差がつきづらくなっていることや、仮設や工法の変更は認められておらず施工者のノウハウを十分に活かす発展的な提案がしづらい等の課題が存在
- 令和6年6月、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、VFM(Value for Money)の考え方が記載。その考え方に基づく、新たな入札契約方式が必要。(⇒S I 型を試行)

| 観点 | S型（現行） | S I 型（試行） | 技術提案・交渉方式（ECI方式） |
|-----------|---|---|--|
| 対象工事 | 発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る工事 | 発注者において、標準的な仕様（案）を設定できるが、競争参加者の技術提案に基づいた仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される工事 | 発注者が最適な仕様を設定できない工事又は、仕様の前提となる条件の確定が困難な工事 |
| 技術提案内容 | ・施工上の特定の課題等に対する工夫等を求める（従来テーマ） | 左記、従来テーマの技術提案（通常技術提案）に加え、以下の「技術向上提案」を求める。 ・技術向上提案は、発注者が示した仕様に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマ 設定例 ・工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更） ・安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生防止、作業員の危険防止） ・構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用 ※従来の技術提案テーマと技術向上提案テーマについてそれぞれ1テーマずつを標準 | 事業課題を踏まえ、施工者独自の高度で専門的なノウハウや工法等を求める※ ※提案を求めるのは技術協力業務、又は設計業務。工事は優先交渉権者と価格交渉を実施し、合意の後、随意契約 |
| 落札者の決定方法 | 入札価格が発注者が示した仕様に基づき作成した予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で乗した値（評価値）の最も高い者が落札者となる | | 技術評価点が最も高い者が優先交渉権者となり、技術協力業務又は設計業務において仕様・価格等を交渉し、交渉が成立した場合に契約を締結する |
| 技術評価点の項目 | <ul style="list-style-type: none"> 標準点 施工体制評価点 従来テーマの技術提案の点数 | <ul style="list-style-type: none"> 標準点 施工体制評価点 通常技術提案の点数 技術向上提案の点数 | ・技術提案の点数 |
| 予定価格の設定方法 | ・発注者が示した仕様に基づいて設定 | 発注者が示した仕様に基づいて設定 技術向上提案部分に要する費用は予定価格に含めない。 公告図書に上限額を明示。上限額は当初予定価格の5%を上限として設定。 | 予定価格は、技術協力業務（設計業務）において確定した仕様（技術提案含む）に基づき設定 |
| 技術提案の履行義務 | ・履行義務あり | <ul style="list-style-type: none"> 通常技術提案は履行義務あり 契約手続き段階で提案された技術向上提案について、発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる | ・技術協力業務、又は設計業務において、技術提案には履行義務はないが、価格等の交渉を通じて確定した仕様に対する履行義務あり。 |
| 発注手続き期間 | 非WTO:合計1.5 か月～2 か月程度 WTO:合計2.5 か月～3 か月程度 【段階選抜無しの場合】 | 工事内容・テーマ等に応じ左記に記載の通常のS型よりも長く設定する。【段階選抜無し(WTO)の場合】 | 工事の特性（緊急度、規模、煩雑さ、提案の自由度、前提条件の不確実性の程度等）を踏まえて設定（設定例:3～6ヶ月、4～6ヶ月、5～8ヶ月、6～12ヶ月、12ヶ月以上等） |

試行実施要領 (25.3.7時点案)

試行実施要領（抜粋 1／4）

（1）実施目的

⇒ 直轄工事において総合的に価値の最も高い資材等の採用と適切な費用の計上を図りつつ、導入にかかるコストが障害となり、現行の調達制度の中で普及が進みにくい新技術・工法等の直轄工事における適切な評価および活用を推進すること

（2）対象工事

⇒ 現行の技術提案評価型（S型）を採用することが想定される工事のうち、仮設物、工法、目的物の比較的軽微な変更により、更なる品質向上、安全性向上、環境改善等が期待される場合や、新技術・工法の活用が期待できるもの。（選定にあたっては、工事の規模が大きいほど効果的な提案が得られやすいことに留意）

（3）競争参加資格等

⇒ S型と同様（技術向上提案を対象とした競争参加資格等の追加が必要であれば適宜設定）

（4）発注手続きに係る期間等

⇒ 技術向上提案の作成・発注者による評価に時間を要するため、S型より長く設定。

試行実施要領（抜粋 2/4）

（5）求める技術向上提案の設定

①設定するテーマの数

⇒ 通常技術提案テーマと技術向上提案テーマを1つずつとすることを標準

②テーマに対する技術提案の数、分量等

⇒ 技術提案の数の上限や分量を適切に設定し過度の負担をかけない

③技術向上提案テーマの内容

⇒ 発注者が示した仕様に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の変更を許容した上で、さらなる安全性や生産性、目的物の品質の向上、あるいは施工期間や規制期間の短縮等が期待されるテーマを設定

- 【具体例】
- 1) 工期延期のリスク回避（施工性の高い工法への変更）
 - 2) 安全性の向上（交通渋滞・交通事故発生の防止、作業員の危険防止）
 - 3) 構造物の新設時における、点検困難箇所への維持管理性の高い工法等の採用

【留意点】 ・対象範囲を可能な限り明確にし、技術向上提案テーマと通常技術提案テーマを明確に区別

- ✓ 特定の工種・箇所・段階を明示することが望ましい
- ✓ 効果の高い提案を求めるため、「工場製作、輸送、仮設備、架設作業」のような一連の流れに対して提案を求めることも可能
- ✓ 「維持管理において想定される課題と工事における対策」等、提案対象の選定理由を評価対象に含むことも可能
- ✓ 競争参加者が技術向上提案テーマと通常技術提案テーマのどちらで提案するか判断することが困難となるようなテーマは設定しない（提案を求める対象や観点を明確に分離することが望ましい）
- ・コスト縮減を求める提案は技術向上提案テーマとして設定しない
- ・資材の一部を特定の資材に置き換えることのみ提案は評価しない（自社開発を除く）

④技術向上提案に関する費用の明示

⇒ 発注者が示した仕様と比較して技術向上提案の実施に必要な費用が大きい場合で、発注者が当該提案を採用した場合は、発注者から変更指示し設計変更対象とする（入札では提案の実施費用を予定価格、入札価格の双方に含めない）

費用の上限は、公告時点の予定価格の5%を上限に発注者で適切に設定

発注者が上限金額を公告図書に明示するとともに、競争参加者が当該提案の実施にかかる概算費用を提案書に記載させる（記載金額が上限額を超過する場合は評価しない）

試行実施要領（抜粋 3／4）

（6）技術向上提案の配点及び評価

⇒ 技術向上提案の評価点は、S型の配点において技術提案に配分されている点数の一部として設定
当分の間、技術提案に関する配点の合計に対して技術向上提案の配点割合が1／2から1／3になるように設定
各工事の課題に応じた的確性及び実現性を評価項目とし、それぞれについて三段階程度で定性的に評価

【留意点】

- ・技術向上提案の実施に係る概算費用の多寡は、技術向上提案の評価対象としない
- ・過剰な品質の向上を謳う技術向上提案については評価しない
- ・技術向上提案に対する理解度を確認するために必要がある場合はヒアリングを実施
- ・通常技術提案に関するヒアリング結果を評価対象とする場合は、技術向上提案の理解度についても評価対象として設定可
- ・評価結果は、S型の評価結果通知の運用を踏まえ適切に通知・情報公開

（7）技術向上提案の採用の決定

⇒ 技術向上提案の採用は、各発注者において第三者委員会に諮り、その審議結果を踏まえて各発注者が判断
（S型において各競争参加者の提案を評価するために開催する総合評価委と同じ枠組みの活用を想定）
技術向上提案の採用の是非は、契約後速やかに発注者より受注者に通知
技術向上提案を採用する場合は、あわせて当該提案内容の実施を受注者に指示し、速やかに変更契約

（8）技術向上提案に関する契約変更

⇒ 指示後速やかに変更契約を行うため、受注者に当該技術向上提案に係る見積りを提出させ、発注者において当初契約の設計図書に技術向上提案を反映させ、費用を計上する設計変更を行う
入札説明書等においては、「技術向上提案について発注者が採用を決定した場合は発注者指示によって契約変更を行い、当該提案の履行義務を負う」ことを明記
変更契約後の技術向上提案の履行の確保については、S型の通常技術提案と同様の扱い

試行実施要領（抜粋 4/4）

（9）技術向上提案に関する費用の考え方

①提案時の概算費用

⇒ 技術向上提案の提出段階では、詳細な見積りの提出は求めない。
提案の評価やヒアリングに際し、提案者に概算費用の考え方の説明を求めることができる

②提案内容に応じた費用の上限額の考え方

⇒ 技術向上提案が、発注者が示した仕様を変更せず、工事内容を増加させる提案の場合の費用の上限は、この増加分の必要費用の上限
技術向上提案が発注者が示した仕様の一部を変更し置き換える場合は差額が上限以内となるよう提案

③技術向上提案テーマの内容

⇒ 受注者より提案部分の見積りを徴収し、協議により請負代金額の変更額を決定
原則として通常の総価契約単価合意方式と同様に扱う
ただし単価の時点は、変更指示時点単価ではなく当初契約と同じ時点の単価を用いる

【単価の考え方】

- （ア）受発注者間で単価合意済みの工種が追加工事内容の見積りに含まれる場合
原則として合意単価を採用
- （イ）当初契約に含まれないが、局設定単価や土木工事標準歩掛、物価資料等が存在する工種、材料、歩掛等
原則として単価資料や標準歩掛による
- （ウ）発注者が単価や標準歩掛を設定していない工種、材料、工法
受注者見積りの妥当性を発注者において確認、見積りにより単価を決定

※技術向上提案において、独自の材料、工法等を用いるため当初設計や積算基準の費用では対応できない旨が提案内で示されている場合は、見積りを活用した単価を使用することができる。

【留意点】

- ・合意単価を用いない場合も、**新工種の場合以外は落札率がかかる（公告図書に明示する）**
- ・技術向上提案に係る設計変更後、工事着手後の数量変更、スライド条項の適用が生じた場合は通常的设计変更と同様に扱う

VFMに基づく技術提案評価型S型の検討

R6年度

○ 試行に向けた具体の運用、対象工事の選定等の検討

R7年度発注

○ 技術提案評価S I 型の試行を実施

R7年度以降

○ S I 型及び加算点変更の試行についてフォローアップ調査(効果・課題の把握)、評価の実施

【試行のフォローアップで確認すべき事項案】

- ・従来のS型では、提案し得なかった仕様等の変更提案により、品質・安全性・環境等の改善に繋がられたか。
- ・技術提案評価A型やECI方式で発注した場合と比較し、事務手続き負担は軽減されているか。
- ・技術提案テーマと技術向上提案テーマの配点のありかたは適切か。

等

○ 「国土交通省直轄工事における総合評価方式の運用ガイドライン」、「公共工事における入札契約方式の適用に関するガイドライン」の改定

本格運用